

別添

○身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知）（平成 31 年 2 月 15 日障発 0215 第 6 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）【新旧対照表】（下線部が変更箇所）

改正後	現行
障 発 0 2 1 5 第 6 号 平成 31 年 2 月 15 日 <u>一 部 改 正 障 発 0 7 0 2 第 1 号</u> <u>令 和 6 年 7 月 2 日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会 ・ 援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) <u>障害者</u>に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知） <u>身体障害者、知的障害者及び精神障害者</u>に対する北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄	障 発 0 2 1 5 第 6 号 平成 31 年 2 月 15 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会 ・ 援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) <u>身体障害者及び知的障害者</u>に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知） <u>身体障害者及び知的障害者</u>に対する北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社等

道株式会社等（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）でそれぞれ実施されている旅客運賃の割引については、別紙の内容を御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の旅客運賃の割引については、旅客鉄道株式会社等でそれぞれ実施されているところですが、当該割引については、それぞれ「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」（昭和 5 7 年 1 月 6 日社更第 4 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）及び「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」（平成 3 年 9 月 24 日児発第 811 号厚生省児童家庭局長通知）（以下「両通知」という。）によって、周知しているところです。

このたび、両通知に共通事項が多いことを踏まえ、効率化の観点から両通知の内容を別紙のとおり集約することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。また、両通知はこれをもって廃止します。身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引については、従前の取扱いから変更はありません。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別紙 第 1 (略) 第 2 知的障害者に対する割引 1 (略) 2 介護者に対する割引 知的障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる知的障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる知的障害者（以下「第一種知的障害者」という。）が、乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。 なお、割引の対象となる知的障害者のうち、12 歳未満のものが定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃について適用される。 （第一種知的障害者） 障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）の第 3 の 1 の（1）に規定する「重度」に該当する障害を有する者とされていること。 3 (略) 第 3 <u>精神障害者に対する割引</u>	別紙 第 1 (略) 第 2 知的障害者に対する割引 1 (略) 2 介護者に対する割引 知的障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる知的障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる知的障害者（以下「第一種知的障害者」という。）が、乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。 なお、割引の対象となる知的障害者のうち、12 歳未満のものが定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃について適用される。 （第一種知的障害者） 障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）の第 3 の 1 の（1）に規定する「重度」に該当する障害を有する<u>とされた者</u>。 3 (略) (新設)
---	--

1 割引の対象となる精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とされている。

2 介護者に対する割引

精神障害者に対する旅客運賃の割引は、割引の対象となる精神障害者が乗車船する場合に本人の運賃について適用されるものであるが、次に掲げる精神障害がある者（以下「第一種精神障害者」という。）が、介護者とともに乗車船する場合には、介護者の運賃についても適用される。

なお、割引の対象となる精神障害者のうち、12 歳未満の者が定期乗車券を購入する場合は、障害の程度にかかわらず、介護者の運賃についても割引が適用される。

（第一種精神障害者）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級が「1 級」に該当する者とされていること。

3 精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄について

精神障害者保健福祉手帳の交付を行う場合は、第一種精神障害者、第二種精神障害者（第 3 の 1 に掲げる者のうち第一種精神障害者以外の者をいう。）の別を明記すること。

第4 (略)

第5 適用期日

この通知は、令和7年4月1日より適用されること。

第3 (略)

第4 適用期日

この通知は、平成31年2月15日より適用されること。